

大規模盛土造成地に関するQ & A

Q 1 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

市民の皆さまに、大規模盛土造成地が、お住まいの近くに存在するかどうかを知っていただき、災害の未然防止や被害の軽減につながることを目的としています。

Q 2 大規模盛土造成地をどのように調査したのですか？

国が示す「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に基づき調査しました。具体的には、まず、所沢市全体から、台地上の平坦地、山林や原野、農地等を除外して調査対象地域を設定し、その後、新旧の地形図や空中（航空）写真等から、地形改変前後の「差分図」を作成して大規模盛土造成地を抽出し、大規模盛土造成地マップの作成を行いました。

Q 3 公表されたマップに示されている箇所は、危険ということですか？

本マップは、宅地の造成前と造成後の地形図等を機械的に重ね合わせて作成しており、あくまでも大規模盛土のおおむねの位置を示したもので、盛土の危険度を示したものではありません。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年）都市計画法（昭和43年）により知事等の認可や許可を受けている大規模盛土造成地（区画整理、開発行為）は、造成工事の際に所定の安全性が確保されています。（所沢市内で、最も古い大規模盛土造成地でも昭和43年の造成です。）

Q 4 もっと詳細な図面等はありませんか？

開発指導課（低層棟2階）の窓口までお越しいただければ、縮尺1/10,000の大規模盛土造成地マップを閲覧することができます。

Q 5 大規模盛土造成地で、宅地開発や建築を行う場合、特別な手続きが必要ですか？

大規模盛土造成地に入っていることによって、造成時に特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりすることはありません。

Q 6 他の県や市では、「大規模盛土造成地マップ」を公表しているのですか？

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、熊谷市、東京都、横浜市、川崎市、京都市などが公表をしています。詳細につきましては、各自治体のホームページをご覧ください。

Q 7 第一次スクリーニングではどのようなことを行ったのでしょうか。

第一次スクリーニングの目的は、大規模な盛土造成地の抽出です。所沢市では、平成26年度に宅地耐震化調査業務を行い、市内の44箇所の盛土地のうち、17箇所について、大規模盛土造成地として抽出し、その成果を大規模盛土造成地マップとして、平成27年7月に公表しました。

Q 8 第二次スクリーニング計画と第二次スクリーニングとは何が違うのでしょうか。

第二次スクリーニング計画は、地形図、航空写真、開発許可関係図書などの基礎資料の整理及び現地踏査を踏まえ、滑動崩落を示唆する変状が認められる盛土造成地の有無を調査し、安全性把握の優先順位付けを行う計画です。

第二次スクリーニングは、地盤調査および安定計算によって滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地を抽出することを目的としています。

Q 9 第二次スクリーニングにおける地盤調査とは、どのようなことを調査するのですか。

想定される滑動崩落の方向に沿って、調査測線を設定し、その測線における盛土の形状、土質、内部摩擦角（せん断抵抗角）、粘着力、地下水位などを把握します。

Q 10 大規模盛土造成地マップにおける盛土の箇所と国土地理院の災害リスク図における盛土の箇所が異なっているのはなぜですか。

平成26年度に宅地耐震化調査業務を行い、実際に現地の状況を確認した上で盛土である部分や盛土として評価する必要がない部分を整理しました。このため、双方の調査結果に違いが生じているものです。

Q 11 盛土地の安全性を確保するためには、どのような工事が必要ですか。

盛土の滑動を防止する対策として、「抑制工」と「抑止工」があります。「抑制工」は盛土地の形状や地下水の状態などを変える工事で、「抑止工」は構造物を設けたり、地盤・擁壁の補強を行って、滑動崩落等の地盤崩壊に対する抵抗力を確保する工事です。